

《中国ビジネス リスクマネジメント講座》

# 中国現地法人における 職務発明制度の構築・見直しの実務

— 職務発明条例草案、第4次専利法改正案など法改正の動きも見据えた実務対応を解説 —

●日 時● 2015年 11月 5日(木) 13:30~16:30

●会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

講師

B L J法律事務所 代表弁護士・博士(法学) 遠藤 誠 氏

【経歴】1998年弁護士登録。2002年に米国シアトルのワシントン大学ロースクール(LL.M.)を卒業後、東京の大手法律事務所等で執務。2006~2011年、北京事務所に駐在。2013年4月に独立して「BLJ法律事務所」を開設し、中国等の外国との渉外案件・知財案件を中心とする企業法務案件に従事している。主な著作に、JETRO の『中国の知的財産権侵害判例・事例集』、『中国特許権侵害訴訟マニュアル』、『中国商標権冒認出願対策マニュアル』等がある。現在、「世界の法制度」(『国際商事法務』所収)、「世界の知的財産法制度」(『特許ニュース』所収)を連載中。

## ◆参加対象◆

知的財産、法務・総務、研究・技術開発、海外事業の各部門ご担当の方々

\*講師と同業の方の受講はご遠慮ください。

《詳細は裏面をご覧ください》

●受講料● 1名 (税込、資料代含む)

正会員	29,160円	本体価格 27,000円
一般	32,400円	本体価格 30,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX いただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●申込書を FAX にてご送信いただく際は、FAX 番号をお間違えないようご注意ください。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。

●お申込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますので、お申込者をご出席できない場合には、代理の方のご出席をお願い申し上げます。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承下さい。

一般社団法人企業研究会

担当：横谷 E-mail: yokoya@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3513 FAX 03-5215-0951

一般社団法人企業研究会セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

\*当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からもお申込みいただけます。

\*FAX でご送信いただく際は、FAX 番号をお間違えないようご注意ください。

151680-0303(※)	2015.11.05	
申込書 中国現地法人における職務発明制度の構築・見直しの実務		
会社名	フリガナ	
住所	〒	
ご氏名	フリガナ	所属 役職
TEL	FAX	
E-mail		

\*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

# 中国現地法人における職務発明制度の構築・見直しの実務

## ● プログラム ●

13:30

### I. 中国の職務発明に関するリスクと最近の関連状況

### II. 中国の現行法制度における職務発明の奨励・報奨制度の概要

- (1) 職務発明の帰属
- (2) 職務発明者への奨励・報酬
- (3) 契約法、科学技術成果転化促進法、著作権法、地方法規と、特許・特許法実施細則との適用関係

### III. 中国の職務発明に関わる最近の法制度の動向

- (1) 職務発明条例草案の概要と動向
- (2) 第4次専利法改正案（職務発明に関する条項）の概要と動向

### IV. 職務発明制度の構築、見直しの具体的進め方

- (1) 契約と社内規程のいずれで定めるか
- (2) 親会社の職務発明規程をもとに作成するか、子会社独自で作成するか
- (3) 職務発明規程の内容として何をどこまで規定するか
- (4) 報酬はどのように決めるのか
- (5) 職務発明規程の条項のひな形の検討

### V. 中国の職務発明制度に関してよく受ける質問と回答（Q & A）

### VI. 今後の課題

休憩

16:30

※ 質疑応答

## ≪ 講師から ≫

中国の特許法及び特許法実施細則の規定によると、中国現地法人で職務発明を完成させた従業員は、少なくない額の奨励及び報酬を受け取る権利があります。しかし、中国現地法人で社内規則又は労働契約により特別の定めをしていれば、奨励及び報酬の基準を引き下げることが可能ですし、各会社の状況に応じた職務発明制度とすることも可能です。もし、中国現地法人の職務発明制度を定めていないと、特許法実施細則の定める基準以上の金額の奨励及び報酬を付与しなければなりません。よって、中国現地法人の職務発明制度を今のうちに制定・整備しておく必要性は極めて高いといえます。

実際に、特許法実施細則が改正された2010年以降、日系中国現地法人を含む中国企業において職務発明制度が制定され、今日まで実務運用が積み重ねられてきています。2013年6月には、上海市高級人民法院が、「職務発明創造の発明者又は設計者の奨励、報酬の紛争審理ガイドライン」を公布したことにより、従来は争いのあった重要ないくつかの論点について、裁判官の考え方が明らかになりました。また、最近、職務発明の奨励及び報酬に関する注目すべき判決も出てきています。

このような状況をふまえ、本講座では、

(ア) まだ中国現地法人の職務発明制度を制定していない企業のためには、職務発明制度をどのようにすればよいのか、

(イ) 既に中国現地法人の職務発明制度を制定済みの企業のためには、どのような点に留意して職務発明制度の見直しを進めればよいのか、

をわかりやすく解説いたします。